

○越前市史編さん委員会設置条例

平成17年10月1日
条例第211号

(設置)

第1条 越前市史(以下「市史」という。)編さんのため、本市に市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市史編さんに関して、必要な調査研究などを行う。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、教育委員会が専門的な学識経験あるもののなかから任命する。

2 委員の定数は、10人以内とする。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(庶務)

第4条 委員会に関する庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第5条 [この条例](#)に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

[この条例](#)は、平成17年10月1日から施行する。